

**大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例案**

本案を別紙のとおり提出する。

平成27年3月13日

大阪市会議長 床 田 正 勝 様

提 出 者

坂 井 良 和	大 内 啓 治	美 延 映 夫
岡 崎 太	守 島 正	丹 野 壮 治
今 井 アツシ	辻 淳 子	広 田 和 美
ホンダ リ エ	藤 田 あきら	改 発 康 秀
東 貴 之	木 下 誠	山 下 昌 彦
角 谷 庄 一	木 下 一 馬	井 戸 正 利
片 山 一 歩	田 辺 信 広	出 雲 輝 英
大 橋 一 隆	村 上 栄 二	杉 村 幸 太 郎
梅 園 周	伊 藤 良 夏	市 位 謙 太
飯 田 哲 史	村 上 満 由	

(別 紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(報 酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長	月額	882,000 円
副 議 長	月額	784,000 円
常任委員長	月額	742,000 円
副 委 員 長	月額	728,000 円
議 員	月額	714,000 円

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第96号）は廃止する。

説 明

市会議員の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抄）

(報 酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長	月額	<u>1,200,000 円</u> 882,000 円
副 議 長	月額	<u>1,060,000 円</u> 784,000 円
常任委員長	月額	<u>1,010,000 円</u> 742,000 円
副 委 員 長	月額	<u>990,000 円</u> 728,000 円
議 員	月額	<u>970,000 円</u> 714,000 円